

令和 6 年 滑川町農業委員会 第 12 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 6 年 12 月 13 日(金)			
開 会		令和 6 年 12 月 20 日(金) 午前 9 時 25 分			
閉 会		令和 6 年 12 月 20 日(金) 午前 9 時 55 分			
議 長		北堀高茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14 名中 14 名出席、0 名欠席)					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	石 川 光 男	出 席
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋 藤 美 津 子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 8 名出席、1 名欠席)					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	出 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	出 席	羽尾 1	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員		7 番	齋 藤 美 津 子	8 番	齋 藤 哲 男

第 12 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 45 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 46 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定・農地中間管理設定）
日程第 4	議案第 47 号	農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画について
日程第 5	議案第 48 号	地域計画における目標地図素案の決定について
日程第 6	議案第 49 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和6年第12回の農業委員会総会を始めさせていただきます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。欠席の報告はありませんでした。最初に北堀会長より、ご挨拶を頂きたいと存じます。宜しく願いいたします。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和6年度第12回の総会にお忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。今年も10日余りとなり、皆様のおかげとご指導ご協力いただきまして、大きな問題もなく1年間できたことに感謝いたします。また、寒さも急に一段と身にしみるような時期となりました。体調管理をしていただきながら、活動の方もよろしく願いいたします。令和6年最後の総会となりましたが、本日の提案される議案の慎重審議をお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。

事 務 局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しく願いいたします。

議 長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和6年滑川町農業委員会第12回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号7番齋藤美津子委員、議席番号8番齋藤哲男委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2、議案第45号「農地法第5条について」を議題と致します。

なお番号1につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定に「議事参与の制限」に該当する委員がおられますので、該当委員についてはご退席をおねがいします。

(□□□推進委員の退席)

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第45号「農地法第5条(知事)について」です。今月の申請件数は1件となります。議案書1頁、資料は議案第45号資料1－①から④と記載されているものになります。それでは説明いたします。申請地は、滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、269㎡。同じく×××番×××、畑、農振地域内の農地、230㎡の合計2筆、499㎡になります。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断いたします。譲渡人は、○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様。譲受人は、○○○市大字○○○×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築するため転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

6番 6番1班班長の吉田利好です。現地調査の結果について、報告させていただきます。12月14日土曜日午後2時より、農業委員

5名、農地利用最適化推進委員2名、譲受人の義父□□□さんの立会いのもと現地調査を実施しました。なお、詳細につきましては、担当委員であります。齋藤美津子委員に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

推進委員 1班7番齋藤美津子です。担当委員として現地調査報告をいたします。ただいま班長が申し上げた通り、12月14日土曜日午後2時より、農業委員5名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を行いました。現地の場所でございますが、〇〇〇を右折して、〇〇〇の信号を直進し、〇〇〇の先、約×××mの右側です。東側を公園と四方を官地で囲まれた土地です。境界杭は確認いたしました。本申請の譲受人は、令和5年11月24日に同じ〇〇〇の×××番×××に自己用住宅を建築するため、農地転用の許可を取得いたしました。理由書に造成工事を行ったところ、粘性土質と高低差があり、建築するのに不安があるとの理由で、今回新たに、他の場所と思い、町内何ヶ所かを探してみましたが、良いところがありませんとのことで、事前調査した売地の書類が添付されております。また、今回、妻の実家の義父に相談したところ、近くに家が建っていたところがあるとのことでした。調査してみると、以前に農地転用許可を受けた土地ではありますが、地目変更しておらず、登記上、畑のままとのことでした。今回、前の許可は取り消し願いを提出し、新たに農地転用の許可申請となりました。添付書類といたしまして、土地利用計画図、給排水につきましては、施設の水道集落排水を利用、また、造成計画平面図、断面図、建築計画図、資金計画、工事見積書等もあります。隣接の農地については、四方を官地に囲まれているため、心配ありません。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 〇〇〇地区推進委員、□□□です。農業委員の言う通り、現場確認いたしました。官地に囲まれた中で問題ないと思います。

議長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいたしました。これより質疑に入ります。この

件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 45 号番号 1 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第 2 は以上になります。それでは、□□□推進委員の復席をお願いします。

議長 日程第 3、議案第 46 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・農地中間管理権設定)」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案第 46 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・農地中間管理権設定)をご説明いたします。議案書の 2 頁、資料は議案第 46 号資料をご用意ください。今回は 44 筆 87,510 m²となります。内訳は、3 年・賃借 20 筆 38,642 m²、6 年・賃借 1 筆 2,977 m²、10 年・賃借 23 筆 45,891 m²となります。詳細につきましては、「利用権に関する調書」にまとめております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長 事務局より説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

(委員からの意見無し)

議長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。

議長 議案第 46 号については、すべて計画通り承認することに決定

いたしました。日程第 3 は以上になります。

議長 日程第 4、議案第 47 号「農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案第 47 号「農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画案について」をご説明いたします。議案書 3 頁、議案第 47 号資料になります。農地中間管理機構として指定されている公益社団法人埼玉県農林公社は、農用地利用集積等促進計画を策定し、農地を土地所有者から借り受け、担い手にまとまりのある形で再貸付を行う事業を行っております。期間の更新や貸付者の変更の場合も、この計画に基づくことになります。この貸付の計画について、農業委員会の意見を求められています。今回の計画では、畑 41 筆 78,490 m²の計画となります。詳細については、資料の促進計画(案)をご確認ください。新たに借り受ける者が一番左側の欄に書かれています。以上です。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長 事務局より説明が終わりました。それでは審議いたします。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

(委員からの意見無し)

議長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。それでは議案第 47 号の質疑を終了いたします。日程第 4 は以上になります。

議長 日程第 5、議案第 48 号「地域計画における目標地図素案の決定について」を議題といたします。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第 48 号「地域計画における目標地図素案について」を説明いたします。資料は議案書の 4 頁、議案第 48 号資料になります。県の説明がありまして再度説明になってしまう部分もございます。

すが御了承ください。地域計画とは、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部改正により「人・農地プラン」が「地域計画」として、法定化されました。本計画は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、将来の地域の農業の在り方や目指すべき農用地利用の姿について、協議の場を設け、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、令和7年3月末までに「地域計画」を策定することを国から求められております。そして、農業委員会としては、同法第20条第1項の規定において、「市町村が地域計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、地域計画のうち地図の素案を作成し、市町村に提出を求めるものとする。」と定められております。これを受けて農業委員会では、町から地域計画の目標地図素案の提出を求められておりました。それから、同法第2項において、「第1項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、地図の素案を作成するものとする。」とされております。座談会の参加など委員の皆様のご協力をいただきながら素案の作成をいたしました。地区については、少しわかりにくいかもしれませんが、お配りしている地図は細断しておりますが、10地区に分け、①上福田地区、②下福田地区、③両表・大木地区、④中尾地区、⑤土塩地区、⑥山田地区、⑦表・平・水房地区、⑧羽尾中部地区、⑨羽尾北部地区、⑩西部土地改良区地区となっております。認定農業者の方が行っている部分を将来図としており、今耕作している農地については現状どおり耕作していくという目標ということになります。それはご承知のように、高齢化や跡継ぎの問題、肥料、燃料、機械などの高騰により農業の継続についても問題になってきており、座談会においても皆様が危惧されていたところがございます。田については、必然的に集約化、集積化されていくと考えておりますが、畑については一部の使いやすい土地を除き継続が難しくなってくると考えております。そのため目標として、今

耕作している土地の現状維持と考えております。地域の取組として、谷津の里がいくつかありますが皆様の知識や取組、お力添えにより今後、何年か後に町の名産となるような取り組みがなされればと考えております。また、本計画は一度策定して終わりではなく実施に応じ随時更新となっておりますので申し添えます。つきましては、この目標地図素案は、町へ提出するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします

(委員からの意見無し)

事 務 局 すみません、補足として認定農業者の□□□さんについては、お亡くなりになっておりますのでその土地については、修正させていただきます。以上です。

議 長 それでは、他にないようですのでこの件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 48 号については、原案のとおり決定いたしました。議案第 48 号の審議を終わります。日程第 5 は以上になります。

議 長 日程第 6、議案第 49 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第 49 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について」をご説明いたします。今回の件数は 1 件になります。資料は議案書の 3 頁及び議案第 49 号資料 1－①になります。会長専決処分とさせていただいた本件について、説明し報告とさせていただきます。相続人、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様。被相続人、大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。土地の所在、地目、面積ですが、〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、2.23 m²、〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、286 m²、同じく〇〇〇×

××番×××、畑、1,615 m²です。届出区分は、所有権移転です。届出目的は、令和6年10月17日に発生した相続によるものです。こちらは、令和6年11月21日付けで受理通知による回答をさせていただきます。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見無し)

議 長 それでは議案第49号の質疑を終了いたします。日程第6は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和6年第12回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましては、慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 沢山の議案があり、慎重審議ありがとうございました。これにて令和6年第12回滑川町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和7年1月24日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 齋 藤 美 津 子

署名委員 齋 藤 哲 男